

公的年金からの 市県民税の天引きが 始まります

現在、納付書や口座振替で納付している公的年金にかかる市県民税は、10月支給分の公的年金から天引きで納付するようになります。この制度は、市県民税の納付方法が変更されるものであり、年間の税額の計算方法は今までと同じで、新たな税負担は発生しません。また、この制度により確定申告や市県民税の申告の方法は変わりません。



A子さんの場合を例に見てみましょう。

A子さん

Q 対象となる人は

A 市県民税を納めている人のうち、65歳以上で年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金などの公的年金を受給している人です。ただし次に該当する人は対象となりません。

- ・ 公的年金額が18万円未満の人
- ・ 公的年金に係る市県民税額が、公的年金の給付年額を超える人
- ・ 介護保険料が公的年金から天引きされていない人

Q 天引きされる税額は

A 対象となるのは、公的年金の所得に対して計算される市県民税です。給与所得や事業所得に係る市県民税は年金から天引きされません。

Q 天引きとなる公的年金は

A 老齢または退職を支給理由とする年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共

Q 天引き方法はどのようなのが

A 10月支給分の公的年金から天引きが始まります。そこで、公的年金に係る市県民税の税額が、平成21年度は4万8000円、平成22年度は4万5000円と仮定したA子さんの場合を例に、流れを下図に示します。

納付月	平成21年6月	8月	10月	12月	平成22年2月
徴収方法	納期ごとに、納付書か口座振替で納付		公的年金の支払い月に天引きで納付		
徴収税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		
A子さんの年税額	48,000円	12,000円	12,000円	8,000円	8,000円

納付月	平成22年4月	6月	8月	10月	12月	平成23年2月
徴収方法	公的年金の支払い月に天引きで納付					
徴収税額	前年度2月分と同じ額を3回仮徴収			年税額から、前半に仮徴収した分を差し引いた残額を3回に分割		
A子さんの年税額	45,000円	8,000円	8,000円	8,000円	7,000円	7,000円

Q 納付方法の選択はできますか

A 公的年金にかかる市県民税については、納付方法の選択はできないことになっています。公的年金の所得に対する税額は、年金からの天引きで納めていただくことになります。

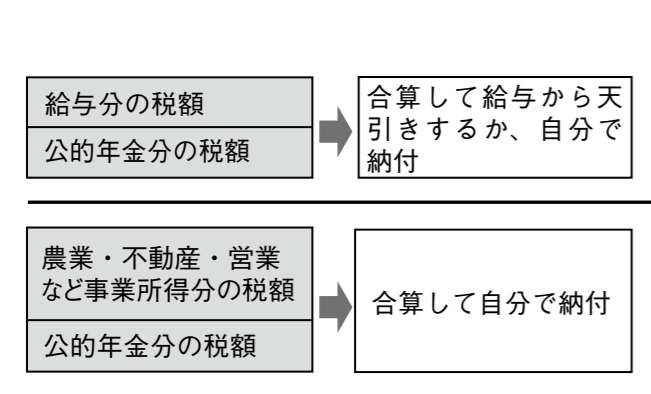
Q 年度の途中で税額が変更になった場合は

A 公的年金からの天引きが中止され、残りの税額は納付書などによりご自身で納めていただく方法へ変更となります。また、市県民税の賦課期日（1月1日）以降に転入・転出した場合も、公的年金からの天引きは中止になります。

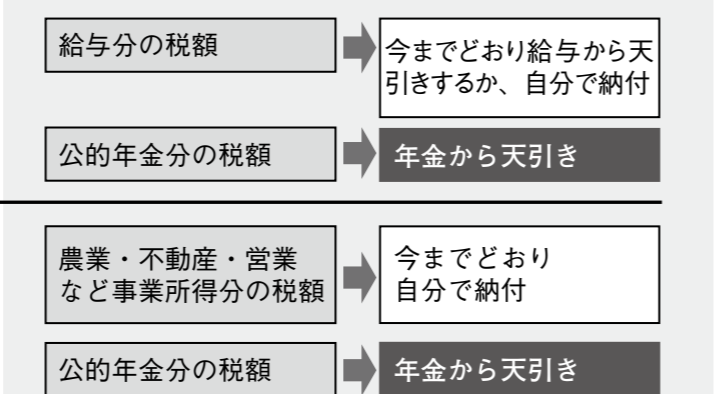
Q 公的年金と給与、または、事業所得がある場合はどうなりますか

A 公的年金の所得に対して計算される市県民税のみが天引きの対象となります。それ以外の給与所得や、農業・不動産・営業などの事業所得にかかる市県民税の納付方法は今までと変わりません。（下図参照）

● 今までの場合



● 平成21年10月以降はこうなります



● 2カ所以上から受給している場合の天引き順序

1	社会保険庁の老齢基礎年金
2	社会保険庁の国民年金（老齢・通算老齢年金）
3	社会保険庁の厚生年金（老齢・通算老齢年金）
4	社会保険庁の船員保険（老齢・通算老齢年金）
5	国家公務員共済連合会の退職・減額退職・通算退職年金
6	移行農林年金のうち退職・減額退職・通算退職年金
7	日本私学振興・共済事業団の退職・減額退職・通算退職年金
8	地方公務員共済組合連合会の退職・減額退職・通算退職年金

Q 公的年金を2カ所から受給している場合、どの年金から天引きされるのですか

A 2カ所以上から公的年金を受給している場合は、次の表の順序により、一つの年金から天引きとなります。

Q 65歳未満の公的年金受給者で、市県民税を納めている人は

A 65歳未満で給与分と公的年金分の市県民税を合算して給与から天引きされている人については、制度の改正により、公的年金に係る税額が給与から天引きできなくなりました。給与分の税額は給与から天引きされますが、年金分の税額はご自身で納めていただくようになります。納付書などによりご自身で市県民税を納めている人については、今までと同じ納付方法です。

● 問い合わせ先
豊科総合支所内市民税課
(TEL) 72・3111 FAX 72・8340

